

## 社員の懲戒処分等について

去る 9 月 10 日の「中川建設発生土改良プラントにおける三次処理水配管と水道の給水管との誤接続」事故に関し、誤接続を行った社員の管理監督者等である弊社社員について、懲戒処分等を行うとともに、誤接続を行った社員の派遣元会社に対して、適切な措置を講じるよう要請しました。

### 1 懲戒処分の内容

懲戒処分の内容は下記のとおり。

なお、既に弊社を退職した社員については、退職後は就業規則が適用されないため、処分は行わないが、減給相当額の自主返納を求めていく。

#### ア 社員

役職名	在職期間	処分
参事	平成 23 年 9 月から 現在まで	減給 1/60 1 月
副参事	平成 24 年 7 月から 平成 26 年 3 月まで	減給 1/60 1 月相当
副参事	平成 26 年 4 月から 平成 28 年 3 月まで	譴責相当
副参事	平成 29 年 4 月から 現在まで	譴責
主事	平成 27 年 4 月から 現在まで	譴責

#### イ 退職者

役職名	在職期間	処分
主事	平成 22 年 4 月から 平成 27 年 3 月まで	減給 1/60 1 月相当
副参事	平成 28 年 4 月から 平成 29 年 3 月まで	譴責相当

### 2 その他

ア 今回の事故を重く受け止め、以下のとおり役員報酬の自主的に返納する。

代表取締役社長 報酬月額 20% (1 ヶ月)  
専務取締役 (技術担当) 同 10% (同)

イ 既に退任した役員についても、自主返納を求めていく。

前代表取締役社長 報酬月額 20% (1 ヶ月)  
前専務取締役 (技術担当) 同 10% (同)

#### お問合せ先

東京都下水道サービス株式会社  
管理部 人材課長 石原  
電話 03-3241-0813 (直通)  
管理部 総務課長 田中  
電話 03-3241-1009 (直通)